

令和4年第3回東広島市議会定例会

提出議案説明書

その3

令和4年9月

議案第137号

東広島市手数料条例の一部改正について

(都市部建築指導課・住宅課)

1 改正の理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、新たに徴収する手数料を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 要除却認定マンションに係るマンションの建替えによる建築物の容積率に関する特例の許可の申請に係る手数料を次のとおり定める。(別表第3関係)

名 称	単 位	金 額
要除却認定マンションに係るマンションの建替えによる建築物の容積率特例許可申請手数料	申請1件につき	160,000円

- (2) 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に係る手数料として長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料を次のとおり定める。(別表第3関係)

ア 当該申請に併せて、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付する同法第6条の2第5項の確認書又は住宅性能評価書の提出があった場合

区 分	金 額	
一戸建ての住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合	19,000円	
共同住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の管理者等において長	500㎡以下のもの 500㎡を超え1,000㎡以下のもの 1,000㎡を超え3,000㎡以下のもの 3,000㎡を超え5,000㎡以下のもの	35,000円 59,000円 98,000円 157,000円

期優良住宅として維持 保全を行おうとする場 合	5,000㎡を超え10,000㎡ 以下のもの	240,000円
	10,000㎡を超え20,000㎡ 以下のもの	408,000円
	20,000㎡を超え30,000㎡ 以下のもの	516,000円
	30,000㎡を超えるもの	586,000円

イ ア以外の場合

(ア) 及び(イ)の表に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額

(ア) 地震に対する安全性の確保に係る基準の適合性に関する審査に係る額

区 分		金 額
一戸建ての住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合		26,000円
共同住宅その他の一戸 建ての住宅以外の住宅 のうちその構造及び設 備が長期使用構造等に 該当すると認められる ものについて当該住宅 の管理者等において長 期優良住宅として維持 保全を行おうとする場 合	500㎡以下のもの	59,000円
	500㎡を超え1,000㎡以下のもの	95,000円
	1,000㎡を超え3,000㎡以下のもの	199,000円
	3,000㎡を超え5,000㎡以下のもの	371,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	735,000円
	10,000㎡を超え20,000㎡以下のもの	1,366,000円
	20,000㎡を超え30,000㎡以下のもの	2,035,000円
	30,000㎡を超えるもの	2,507,000円

(イ) 地震に対する安全性の確保以外の事項に係る基準の適合性に関する審査に係る額

区 分		金 額
一戸建ての住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合		47,000円
共同住宅その他の一戸 建ての住宅以外の住宅	10戸以下	47,000円 + 14,600円 × (戸数 - 1)

のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合	11戸以上100戸以下	178,000円＋8,400円× (戸数－10)
	101戸以上200戸以下	934,000円＋7,900円× (戸数－100)
	201戸以上300戸以下	1,724,000円＋6,500円× (戸数－200)
	301戸以上	2,374,000円＋5,200円× (戸数－300) 又は 2,894,000円のいずれか低い額

(3) 認定長期優良建築等計画に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に係る手数料を次のとおり定める。(別表第3関係)

名 称	単 位	金 額
認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築物の容積率特例許可申請手数料	申請1件につき	160,000円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年10月1日

(2) 経過措置

施行日以後にされる申請に係る手数料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－